

「入院費用について」

○入院費

- ・入院医療費は、毎月1回（月末締め）請求をさせていただきます。退院時は、退院日までのご請求となります。

1) 70歳未満の患者負担割合

| 保険種別 | 自己負担 |
|---------|--------|
| 健保本人・家族 | 医療費の3割 |
| 国民保険 | 医療費の3割 |
| 退職者国保 | 医療費の3割 |

※「限度額適用認定証」を申請すると、一定の限度額となります。

| 適用区分 | 自己負担限度額（月額） | 多数該当の場合 |
|------|-----------------------------|----------|
| 区分 ア | 252,600円＋（総医療費－842,000円×1%） | 140,100円 |
| 区分 イ | 167,400円＋（総医療費－558,000円×1%） | 93,000円 |
| 区分 ウ | 80,100円＋（総医療費－267,000円×1%） | 44,400円 |
| 区分 エ | 57,600円 | 44,400円 |
| 区分 オ | 35,400円 | 24,600円 |

2) 70歳以上の自己負担限度額

| 適用区分 | 自己負担限度額（月額） | 多数該当の場合 |
|----------|-----------------------------|----------|
| 現役並所得者 Ⅲ | 252,600円＋（総医療費－842,000円×1%） | 140,100円 |
| 現役並所得者 Ⅱ | 167,400円＋（総医療費－558,000円×1%） | 93,000円 |
| 現役並所得者 Ⅰ | 80,100円＋（総医療費－267,000円×1%） | 44,400円 |
| 一般所得者 | 57,600円 | 44,400円 |
| 低所得者Ⅱ | 24,600円 | |
| 低所得者Ⅰ | 15,000円 | |

※後期高齢者被保険者証または高齢受給者証をご確認ください。

※現役並所得Ⅰ～Ⅱの方と低所得Ⅰ～Ⅱの方は、「限度額適用認定証」の申請が必要となります。

- ・上記の自己負担額には、食事療養費事項負担、室料差額、自費請求分は含まれません。
- ・労災診療保険、生活保護の方の自己負担はありません。（一部自己負担が生じる場合があります）

○入院時食事療養標準負担額（患者自己負担額）

| 区分 | 1食当たり標準自己負担額 |
|---------------------|--------------|
| 一般 | 490円 |
| 指定難病患者等 | 280円 |
| 70歳未満区分オ・70歳以上低所得者Ⅱ | 230円 |
| 70歳以上低所得者Ⅰ | 110円 |

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、減額されます。

※ 65歳以上の方は居住費として1日370円の負担があります。